

## 「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 25 日  
 ( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></p> <p><b>第 2 条～第 8 条</b> (現行どおり)            (後援会員の退会の通知及び公表)</p> <p><b>第 9 条</b> 本協会は、定款第 22 条の 2 の規定により後援会員が退会することとなった場合には、当該後援会員に対し、その旨を通知する。</p> <p><b>2</b> 本協会は、前項の規定に該当することとなった後援会員につき、その旨をすべての正会員及び電子募集会員に通知するとともに、これを公表する。</p> <p><b>第 10 条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(賛助会員)</u></p> <p><b>第 2 条</b> 定款第 6 条第 1 項に規定する別に定める者は、<u>その行う業務について、宅地建物取引業法に基づき不動産信託受益権等の取引に係る投資者の保護等に関する規制が適用される者であつて、その主とする業務が金融商品取引業以外の業務であると本協会が認める者をいう。</u></p> <p><b>第 3 条～第 9 条</b> (省 略)  <u>(賛助会員又は後援会員の退会の通知及び公表)</u></p> <p><b>第 10 条</b> 本協会は、定款第 22 条の 2 の規定により<u>賛助会員又は後援会員</u>が退会することとなった場合には、<u>当該賛助会員又は後援会員</u>に対し、その旨を通知する。</p> <p><b>2</b> 本協会は、前項の規定に該当することとなった<u>賛助会員又は後援会員</u>につき、その旨をすべての正会員及び電子募集会員に通知するとともに、これを公表する。</p> <p><b>第 11 条</b> (省 略)</p>